建設住宅性能評価申請書 (新築住宅) (第一面)

令和 年 月 日

株式会社確認検査機構トラスト 御中

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、建設住宅性能評価を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事施工者の氏名又は名称

代表者の氏名

工事監理者の氏名

※受付	欄			手数料欄
	年	月	日	
第			号	
申請受	理者			

申請者等の概要 【1. 申請者】 【氏名又は名称のフリガナ】 【氏名又は名称】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】 【2. 代理者】 【氏名又は名称のフリガナ】 【氏名又は名称】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】 【3. 建築主】 【氏名又は名称のフリガナ】 【氏名又は名称】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】 【4. 設計者】 【資格】 () 建築士 () 登録 号 【氏名】 【建築士事務所名】()建築士事務所() 知事登録第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】 【5. 工事監理者】 【資格】()建築士 ()登録 号 【氏名】 【建築士事務所名】() 建築士事務所() 知事登録第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】 【6. 工事施工者】 【氏名又は名称】 【営業所名】 建設業の許可()第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】 【7. 建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】 第二面別紙による

【8. 備考】

(第二面 別紙) (一戸建て住宅)

【建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】	
1. 構造の安定に関すること	
□1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	
□1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
□1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
2. 火災時の安全に関すること	
□2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	
□2-4 脱出対策(火災時)	
□2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	
□2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	
□5-1 断熱等性能等級	
□ 5-2 一次エネルギー消費量等級	
6. 空気環境に関すること	
□6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	
□ 6 - 2 換気対策	
□ 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	
7. 光・視環境に関すること	
□7-1 単純開口率	
□7-2 方位別開口比	
8. 音環境に関すること	
□8-4 透過損失等級(外壁開口部)	
9. 高齢者等への配慮に関すること	
□ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	
10.防犯に関すること	
□10-1 開口部の侵入防止対策	
(注意)	
① 選択を希望する性能表示事項のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。	
② 「5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」については「5-1 断熱等性能等級」	又は「5
-2 一次エネルギー消費量等級」のいずれか、若しくは両方の選択が必要です。	
【地盤の液状化に関する情報提供】	
□地盤の液状化に関する情報提供を行う(情報提供の内容は申出書による)	
□地盤の液状化に関する情報提供を行わない	

(注意)

情報提供について、いずれかのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

【建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】
1. 構造の安定に関すること
□1−2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)
□1−4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
□1−5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
2. 火災時の安全に関すること
□2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
□2-2 感知警報装置設置等級(他住戸火災時)
□2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
□ 2 - 4 脱出対策(火災時)
□2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
□2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
□2-7 耐火等級(界壁及び界床)
4. 維持管理・更新への配慮に関すること
□ 4 - 4 更新対策(住戸専用部)
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること
\square 5 $-$ 1 断熱等性能等級
□ 5-2 一次エネルギー消費量等級
6. 空気環境に関すること
□ 6 − 1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
□ 6 - 2 換気対策
□ 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
7. 光・視環境に関すること
□ 7-1 単純開口率
8.音環境に関すること
□8-1 重量床衝擊音対策
□8-2 軽量床衝撃音対策
□8-3 透過損失等級(界壁)
□8-4 透過損失等級(外壁開口部)
9. 高齢者等への配慮に関すること
□9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
□ 9 - 2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
10. 防犯に関すること
□10−1 開口部の侵入防止対策
(注意)
② 選択を希望する性能表示事項のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
② 「5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」については「5-1 断熱等性能等級」又は
「5-2 一次エネルギー消費量等級」のいずれか、若しくは両方の選択が必要です。
【地盤の液状化に関する情報提供】
□地盤の液状化に関する情報提供を行う(情報提供の内容は申出書による)
□地盤の液状化に関する情報提供を行わない

(注意)

情報提供について、いずれかのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

申請する工事の概要

[1.	建築場	易所】									
[2.	設計信	主宅性能	:評価書	の交付	番号】	第			号		
[3.	設計信	主宅性能	:評価書	交付年	月日】		年	月	日		
[4.	設計信	主宅性能	評価書	交付者]						
[5.	. 確認済証番号】								号		
[6.	. 確認済証交付年月日】						年	月	日		
[7.	確認決	幹証交 付	者】								
[8.	3. 工事着手(予定)年月日】							月	日		
<u> </u>). 工事完了予定年月日】								П		
[9.	上事え		4年月日	1			年	月	日		
[10.			是年月日		年月日]	— 牛		ーロー 検査時期		
			是工事終		年月日 月	】 日	(<u>月</u>	<u> </u>)	
	検査対	対象工程	是工事終 令和	了予定		_	((<u> </u>)	
	検査対	対象工程 1 回)	是工事終 令和 令和	·了予定 年	月	日	(((<u> </u>)))	
	検査対 (第 (第	対象工程 1回) 2回)	是工事終 令和 令和	- ·了予定 年 年	月月	日日	((((<u>月</u>	<u> </u>)))	
	検査対(第(第	対象工程 1回) 2回) 3回)	是工事終 令和 令和 令和	- - - 了予定 年 年 年 年	月月月月	日 日 日	((((((_ Я	<u> </u>))))	
	検 (第 (第 (第 (第 (第 (第 (第 (第 (1))))) (1)) (1	対象工程 1回) 2回) 3回) 4回)	是工事終 令和 令和 令和 令和	- 了予定 年 年 年 年	月月月月月	日 日 日	午 (((((_ Я	<u> </u>))))	

【11. その他必要な事項】

【12. 備考】

(注意)

1. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄には代表となる申請者のみについて記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入してください。
- ③ 建築主が2以上のときは、3欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について それぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 4欄及び5欄の郵便番号、所在地及び電話番号には、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときはそれぞれ建築士事務所のものを、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属していないときはそれぞれ設計者又は工事監理者のもの(所在地は住所とします。)を書いてください。
- ④ 7欄は、必須事項以外で建設住宅性能評価を希望する性能表示事項を記入してください。

3. 第三面関係

- ① 1欄は、住居表示が定まっていないときは、地名地番を記入してください。
- ② 5欄から7欄までは、確認済証が交付されていない場合は空欄としてください。
- ③ 8欄は、既に工事を着手している場合はその年月日を、それ以外の場合は予定日の年月日を記入してください。
- ④ 10 欄は、検査の回数が5回以上の場合は、適宜記入欄を増やして記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項等は、11 欄又は別紙に記載して 添えてください。
- ⑥ 変更建設住宅性能評価に係る申請の際は、12 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

- 2 第二面及び第三面については、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示されて別の書面をもって代えることができる。
- 3 共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、この申請書を共同住宅等一棟又は複数 の住戸につき一部とすることができます。